広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第七号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

改正する。 広島県立三次看護専門学校学則 (昭和五十四年広島県規則第八号) の一部を次のように

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(学生又は保証人の住所又は氏名の変更の届) (学生又は保証人は、住所又は氏名を が出なければならない。	い。 - 「項の規定に準じて手続をしなければならな一項の規定に準じて手続をしなければならなたときは、直ちに新たに保証人を定めて、第名 保証人の死亡等により保証人に異動があつ	でなければならない。(入学手続)(入学手続)	位とする。	三十時間までの範囲をもつて一単位とする。一 講義及び演習については、十五時間から第七条の二 (略)(単位の算定基準)	改正後
(学生又は保証人の住所又は氏名の変更の届まり) (学生又は保証人は、住所又は氏名(第十四条 学生又は保証人は、住所又は氏名(保証人である未成年後見人が法人である場合にあつては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。	3 前項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、第二項の資格の喪失等により保証人に異動があつたときは、直ちに新たに保証人を定めて、第二項の資格の喪失等により保証人に異動があつたときは、直ちに新たに保証人を定めて、第一項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。	ては、親権者若しくは未成年後見人又はこれ該学生が未成年者であるときは、一人についでなければならない。この場合において、当2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者第十三条 (略)	囲の一びて	とするものとし、十五時間から三十時間まに対して二時間の準備のための学修を必要一「講義及び演習については、一時間の授業第七条の二(略)	改正前

第十八条の二 (略) (入学前の既修得単位等の認定)

第十八条の二 (略) (入学前の既修得単位等の認定)

合計の二分の一を超えないものとする。 等において修得した単位又は履修した時間数の が対にあっては別表第一に、第二看護学科にあっては別表第一に、第二看護学科に が対したものと認定できる単位数は、第一看護 でおいて修得した単位又は履修した時間数 を計項第一号から第十一号までに掲げる学校

2 学科にあつては五十単位、第二看護学科にあ得したものと認定できる単位数は、第一看護について、前項の規定により本校において修等において修得した単位又は履修した時間数前項第一号から第十一号までに掲げる学校 つては三十六単位を超えないものとする。

る情報を積極的に提供するものとする。校の教育活動その他の学校運営の状況に関すをの連携及び協力の推進に資するため、本番との連携及び協力の推進に資するため、本の関係者の理解を深めるとともに、これらの(情報の積極的な提供)

別表第二を次のように改める。

別表第二(第七条、第十八条、第二十条関係)

科目、 単位数及び時間数

	草	• • •	基	礎	分	野	基	礎	分	野	
で で で で で で で で で で で で で で	専門基礎分野計	法と看護社会保障・社会福祉医療経済	公衆衛生	病態生理学Ⅲ 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	病態 主里学 I	文 E 別会 生化学 生活行動から見た体のしくみ	基礎分野計	外間関係論	生会学の世界である。	プロジェクトマネジメント論理的思考	
											目
											(単
											時間位
	(三四五時間)						五五				数数
	時間)五			· <u>-</u>		· — — —	五時間) 九)数

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

合	専						門			分		野	
	専門分野計	臨	地	実	習	看護の 統合と実践	精神 看護学	母性 看護学	小児 看護学	老年 看護学	成人 看護学	地域・在宅 看護論	基
計	2野計	総合実習に対している人の看護に障害のある人の看護の性看護学実習に	小児看護衛等習	慢性期・終末期にある患者の看護急性期・回復期にある患者の看護地域・右宅での訪問看護の事際	地域 ビジックカー・ディック できる 一角 できる こうしょう 対象のニードに合わせた日常生活援助	看護研究の実際、災害看護、災害看護	精神援助論 Ⅱ 精神看護学概論	母性援助論 Ⅱ母性看護学概論	小児援助論 Ⅱ小児援助論 Ⅰ小児看護学概論	老年援助論Ⅲ 老年援助論Ⅰ 老年看護学概論	健康状態に応じた経過別看護 Ⅱ健康状態に応じた経過別看護 Ⅰ成人看護学概論	地域・在宅援助論演習地域・在宅看護技術地域・在宅援助理論地域・在宅看護概論	臨床看護総論看護研究の基礎
(二、○四五時間)	(一、四八五時間) 五〇		•										

 改正後
 改正前

 別記様式第3号 (第13条関係)
 響約書

 (略)
 (略)

 注用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。 この規則による改正後の広島県立三次看護専門学校学則の規定は、令和五年度入学生